

平成30年8月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ワ)第1097号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成30年5月10日

判 決

5 千葉県白井市復1123番地

原 告	白 井 市
同 代 表 者 市 長	伊 澤 史 夫
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	佐 野 善 房
同	島 田 直 樹
10 同	夏 井 翔 平
同 指 定 代 理 人	笠 井 喜 久 雄
同	篠 宮 悟 明
同	松 田 浩 明

千葉県白井市 [REDACTED]

15 被 告	横 山 久 雅 子
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	吉 峯 康 博
同	高 橋 拓 也
同	大 井 倫 太 郎
同	大 河 原 啓 充
20 同	吉 峯 真 毅
同	吉 峯 裕 毅

主 文

- 1 被告は、原告に対し、2363万2000円及びこれに対する平成23年2月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 25 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 第 1 請 求

主文同旨

### 第 2 事 案 の 概 要 等

#### 5 1 事 案 の 概 要

(1) 普通地方公共団体である原告（千葉県白井市）の住民ら（以下「本件住民ら」という。）は、平成22年当時千葉県白井市長であった被告が、北総鉄道株式会社（以下「北総鉄道」という。）に対し、2363万2000円の補助金（以下「本件補助金」という。）を支出する旨の債務負担行為を専決  
10 処分によって行ったことには、地方自治法（平成22年法律第71号による改正前のもの。以下「法」という。）179条1項の要件を欠く違法があり、これに基づいて北総鉄道と締結した本件補助金に係る贈与契約は私法上無効であり、したがって、その支出も違法・無効であると主張して、法242条の2第1項4号に基づく住民訴訟（以下「本件住民訴訟」という。）を提起し、  
15 同訴訟において、執行機関である白井市長に対し、不法行為に基づき、被告に対して支出した本件補助金相当額の損害賠償請求をすること等を命じる判決（以下「本件判決」という。）が確定した。しかし、被告は上記損害賠償金の支払をしなかった。

(2) 本件は、原告が、被告に対し、法242条の3第2項に基づき、本件判決  
20 （いわゆる第1段目の訴訟）で請求することを命じられた、前記不法行為に基づく本件補助金相当額の損害賠償金2363万2000円及びこれに対する不法行為の日である平成23年2月26日（補助金支出の日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案（いわゆる第2段目の訴訟）である。

25 2 前提事実（争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 被告は、平成20年12月10日から平成23年4月7日まで、白井市長の職に就いていた者である。

(2) 千葉県、市川市、船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市、印旛村及び本埜村並びに京成電鉄株式会社及び北総鉄道は、平成21年11月30日、北総線の運賃値下げについて、次のとおり合意した（以下「本件値下げ合意」という。）。

ア 上記全自治体において、5年間にわたり、1年当たり合計3億円を補助金として、北総鉄道に交付する。

北総鉄道は、5年間にわたり、成田新高速鉄道の運行によって発生する北総線区間内（京成高砂駅から印旛日本医大駅間）の純増収入分2億5000万円及び自助努力分5000万円の1年当たり計3億円を拠出する。

初年度の負担方法や各年の支払方法については、別途協議する。

イ 上記計6億円を原資として、北総鉄道は、下記のとおり運賃値下げを成田新高速鉄道開業時に行うこととする。

(7) 普通運賃5%弱値下げ

(イ) 通学定期運賃2.5%値下げ

(ロ) 通勤定期運賃1%強値下げ

[乙120]

(3) 北総鉄道は、平成22年7月17日、運賃値下げを実施した。

被告は、同年9月28日、北総鉄道に対して2363万2000円を北総鉄道運賃値下げ支援補助金として支出する旨の平成22年度白井市一般会計補正予算案（第4号。以下「本件補正予算案」という。）を平成22年第3回白井市議会定例会（会期は、同月1日から同月28日まで。以下「本件9月議会」という。）に提出した。

本件補正予算案は、同日午後5時46分頃から審議に付されたが、議決に至ることなく、本件9月議会は会期満了により閉会した。

[乙50]

(4) 北総鉄道は、平成22年10月13日、原告に対し、本件補助金の交付を申請し、被告は、同日、これを支出する旨の債務負担行為を法179条1項による専決処分（以下「本件専決処分」という。）により行った。

[乙74, 75]

(5) 原告は、平成22年10月14日、北総鉄道に対し、本件補助金の交付決定を通知し、原告と北総鉄道との間では、同日、白井市が北総鉄道に対し、本件補助金2363万2000円を交付する旨の贈与契約（以下「本件贈与契約」という。）が締結された。

原告は、本件贈与契約に基づき、北総鉄道に対し、同月18日に787万7000円、同年11月30日に787万7000円、平成23年2月25日に787万8000円の合計2363万2000円を交付した。

[甲1, 乙116]

(6) 白井市議会は、平成22年11月1日、平成22年第3回臨時会において、本件専決処分につき不承認の議決をした。

[乙51]

(7) 本件住民らは、白井市監査委員に対し、本件専決処分には、法179条1項の要件を欠く違法があり、これに基づく本件贈与契約は私法上無効であり、したがって、本件補助金の支出も違法・無効であると主張して、平成22年10月14日に本件補助金支出の差止めを求め、同月21日に差止めに加えて被告に対し損害賠償請求をすること及び北総鉄道に対し不当利得返還請求をすることを求める住民監査請求をしたが、白井市監査委員は、同年11月26日、上記監査請求をいずれも棄却した。

[甲1]

(8)ア 本件住民らは、平成22年12月21日、白井市長に対し、上記(7)と同様の主張をして、支出済みの本件補助金相当額2363万2000円

及びその払込手数料並びにこれに対する平成23年2月26日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を被告に請求することを求めるとともに、支出済みの本件補助金相当額2363万2000円及び上記同様の遅延損害金を北総鉄道に請求することを求める訴え（本件住民訴訟）を千葉地方裁判所（平成22年（行ウ）第42号）に提起した。

[甲5ないし45]

イ 白井市長は、平成23年10月14日付けの訴訟告知書で、法242条の2第7項に基づき、被告及び北総鉄道に訴訟告知をした。上記の訴訟告知書には、①本件住民訴訟の請求の趣旨の概要、②本件住民らの請求が法242条の2第1項4号に基づく請求であるから、同条7項により訴訟告知をしなければならないこと、白井市長が万一敗訴すれば、白井市長は被告及び北総鉄道に損害賠償請求あるいは不当利得返還請求をすることなどに加え、訴訟の進捗状況が記載されていた。

[甲4、乙85]

ウ 千葉地方裁判所は、平成25年1月11日、本件住民訴訟において、被告が利害関係人として原告に250万円を支払い、本件住民訴訟の原告らは同訴訟を取り下げることを骨子とする和解案（以下「前訴和解案」という。）を提示した。

しかし、この和解は成立しなかった。

[乙87]

エ 千葉地方裁判所は、平成25年3月22日、本件専決処分には、法179条1項の要件を欠く違法があり、被告に不法行為責任があると判断し、執行機関である白井市長において、2363万2000円及びこれに対する平成23年2月26日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を被告に請求することを命じる一部認容判決（本件

判決)を言い渡した。

[甲1]

(9) 白井市長は、本件判決を不服として、東京高等裁判所(平成25年(行  
コ)第189号)に控訴を提起したが、同裁判所は、同年8月29日、控  
訴を棄却する判決を言い渡した(なお、控訴審の口頭弁論終結日は、同年  
7月11日である。)

[甲2, 46ないし53]

(10) 被告は、平成25年9月10日、補助参加の申出を行い、上記(9)の判決  
を不服として、最高裁判所(平成26年(行ツ)第13号、同年(行ヒ)  
第22号)に上告及び上告受理申立てをしたが、同裁判所は、平成27年  
1月15日、上告を棄却し、上告受理申立てを受理しない決定をしたため、  
本件判決は確定した。

[甲3, 54, 55, 乙127, 128]

(11) 原告は、本件判決が確定した後、法242条の3第1項に基づき、被告  
に対し、2363万2000円及びこれに対する平成23年2月26日か  
ら支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求し  
たが、被告は、本件判決の確定の日から60日が経過しても上記金員を支  
払わなかった。

### 3 争点

- (1) 本件判決の参加的効力の有無(争点1)
- (2) 被告の本件専決処分に関する責任の有無(争点2)
- (3) 本件専決処分の違法性の治癒(追認)の有無及び本件の損害賠償請求が  
禁反言則に反し、又は権利の濫用に当たるか。(争点3)
- (4) 損益相殺の可否(争点4)

### 4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1(本件判決の参加的効力の有無)

【被告の主張】

ア(ア) 第1段目の訴訟の被告である執行機関の長と第2段目の訴訟の被告たる長個人は本来的に利害相反の関係にあり、第1段目の訴訟で被告が敗訴した場合、第2段目の訴訟の被告は個人の負担能力を超える莫大な額の損害賠償請求が認容され、過酷な負担を負う危険性がある。そうすると、第1段目の訴訟において、被告たる執行機関の長は、第2段目の訴訟の被告となり得る長個人に対し、単に法242条の2第7項の訴訟告知をするのみでは足りず、控訴審の口頭弁論終了後は事実に関する主張立証をすることができないこと等の情報を提供した上で、長個人において別途弁護士に依頼して、補助参加することを説得・推奨する義務がある。

(イ) しかし、本件住民訴訟当時の白井市長の訴訟代理人は、訴え提起の日から約10か月が経過した平成23年10月14日、被告に対し、時機に後れて訴訟告知をしたのみで、本件住民訴訟の具体的な審理状況について、直接説明をしたことはなく、原告の担当者も、被告に対し、「訴訟代理人を通じて訴訟追行しておくから、任せておいてよい、こんな裁判で負けるはずがない。」等と言うのみで、控訴審の口頭弁論終了後は事実に関する主張立証をすることができないこと等の情報を提供したことはなく、また、被告個人において弁護士に依頼して、補助参加することを説得・推奨することもしなかった。

(ウ) また、本件住民訴訟当時の白井市長の訴訟代理人及び原告の担当者は、被告に対し、千葉地方裁判所が勧告した前訴和解案の具体的内容を一切知らせることなく、和解を不成立にさせた。このこと自体、民事訴訟法(以下「民訴法」という。)46条1号、3号、4号に該当する。

(エ) 以上によれば、本件住民訴訟当時の白井市長の訴訟代理人や原告の担当者は、本件住民訴訟の具体的な審理状況や訴訟告知・補助参加等の制

5 度に関する適切な情報提供及び被告個人において弁護士に依頼して、補助参加することに関する説得・推奨を怠り、被告の訴訟参加を妨げたというべきであり、民訴法46条1号、3号、4号に該当するか又はそれらに準じる特段の事情が認められるから、本件判決の参加的効力は被告に及ばない。

10 イ 本件住民訴訟においては、本件専決処分の違法性のみではなく、本件専決処分を行ったことが不法行為責任上違法と評価されるか否か、被告に責めに帰すべき事由があるか否か、本件専決処分によって原告及び原告の住民らに損害が生じたのか否かについても争点とされるべきであったにもかかわらず、白井市長は、上記各争点について十分な主張をせず、漫然と訴訟追行をして、結果として第1審、第2審で敗訴したというべきであり、民訴法46条3号、4号に該当するか又はそれらに準じる特段の事情が認められるから、本件判決の参加的効力は被告に及ばない。

15 ウ 以上のとおり、本件判決は被告に対して参加的効力を有しないから、被告が本件専決処分に関する被告の不法行為責任の存否及び損害額を争うことは許される。

#### 【原告の主張】

20 ア(ア) そもそも、被告主張の執行機関たる長の長個人に対する住民訴訟への補助参加をするよう説得・推奨する義務は、法の明文の規定にない。そして、住民訴訟の被告を地方公共団体の執行機関と定めつつ、第2段目の訴訟の被告となり得る地方公共団体の長個人に対して訴訟告知をすることによって、住民訴訟の判決の効力を当該長個人に及ぼすこととした住民訴訟制度の趣旨からは、明文の規定がないのに、執行機関たる長が前記義務を負い、それを果たさない場合に参加的効力が否定されると解すべきではない。

25 (イ) また、被告は、①市長在任中、本件住民訴訟が提起されたことについて



て、原告の担当者から書面で報告を受け、答弁書案等を決裁して、第1回口頭弁論期日の審理内容や閉廷後の訴訟代理人との打合せ内容についても報告を受けており、②市長退任後、平成23年10月14日に訴訟告知を受け、その後も市職員作成の復命書、本件住民訴訟で提出された双方当事者の準備書面及び証拠説明書の全て並びに本件住民訴訟に提出された証拠の相当程度について提供を受けていた。そうすると、本件住民訴訟当時の白井市長訴訟代理人や原告の担当者は、被告に対し、本件住民訴訟の具体的な審理状況に関する情報提供をしていた。

(ウ) 被告は執行機関たる白井市長と利害が相反する関係にあったので、本件住民訴訟当時の白井市長の訴訟代理人や原告の担当者が被告に前訴和解案を伝えるのではなく、裁判所が被告に直接伝えるのが相当であると判断し、裁判所に被告の電話番号を伝えていたところ、原告は、本件専決処分に問題がないことを判決で明らかにしてもらいべきであるとの観点から前訴和解案を受諾しなかったものであり、原告側の対応に何ら不当な点はない。

イ 被告は、白井市長が、本件住民訴訟において、各争点について十分な主張立証をせず、漫然と訴訟追行をして、結果として第1審、第2審で敗訴した旨主張するが、白井市長の主張立証に不満があるのであれば、被告が本件住民訴訟に参加して、自ら必要と思料する主張立証を尽くせば足りたのであり、被告の主張は失当である。

ウ したがって、民訴法46条所定の事由はなく、本件判決は被告に対して参加的効力を有するから、被告が本件専決処分に関する被告の不法行為責任の存在及び損害額を争うことは許されない。

(2) 争点2 (被告の本件専決処分に関する責任の有無)

【被告の主張】

本件専決処分については、①本件9月議会における本件補正予算案の審

議で、議長が自ら討論したいとして議長職を辞し、票数の関係で賛成派と反対派が仮議長を互いに押し付け合うなどして議決ができず、「議決を欠く事態」があり、②補助金の交付がないと北総鉄道から損害賠償請求等がされるリスクがあったなど、本件専決処分を行う必要性、緊急性等がいずれも認められるから、法179条1項の「議会において議決すべき事件を議決しないとき」の要件を充足するというべきであり、かつ、③被告に、専決処分権を与えられた趣旨を殊更潜脱する目的は皆無であるから、本件専決処分は適法と解すべきである。

仮に本件専決処分が、同項の要件を欠いて違法であるとしても、不法行為責任における違法性はない。

また、被告は、本件値下げ合意に基づき補助金を交付することを北総鉄道や千葉県等から強く求められる中で、原告の顧問弁護士や総務省等に本件専決処分の適法性について確認したから、過失は認められない。

したがって、被告は、本件専決処分に関し不法行為責任を負わない。

#### 【原告の主張】

本件住民訴訟において、本件専決処分に関する被告の不法行為責任を認める本件判決が確定しているため、被告は、本件訴訟において、本件専決処分に関する被告の不法行為責任の存否を争うことができない。なお、したがって、被告の個々の主張の認否はしない。

(3) 争点3 (本件専決処分の違法性の治癒(追認)の有無及び本件の損害賠償請求が禁反言則に反し、又は権利の濫用に当たるか。)

#### 【被告の主張】

仮に本件専決処分が違法であったとしても、本件住民訴訟の事実審口頭弁論終結後の平成26年度についても、平成23年度ないし平成25年度と同様に、本件値下げ合意に基づく補助金支出が続行されたことからすれば、原告は、本件専決処分について、黙示の追認をしたというべきであり、

本件専決処分の違法性が治癒されたことは明らかである。

本件専決処分の違法性が治癒されていないとしても、本件専決処分を追認したに等しい状況があるにもかかわらず、本件専決処分により支出した補助金相当額の賠償を求めることは、禁反言又は権利の濫用に該当する。

5 **【原告の主張】**

まず、補助金支出に係る被告の主張のうち、本件住民訴訟の事実審の口頭弁論終結時より前のものは、参加的効力により遮断される。

その点はしばらくおくとして、白井市議会は、平成22年11月1日、平成22年第3回臨時会において、本件専決処分につき不承認の議決をしており、本件専決処分を追認しないことを明らかにしている。

そして、平成23年度から平成26年度までの本件値下げ合意に基づく補助金支出は、本件専決処分に基づく補助金支出とは別個のものであり、それぞれ別の手続によって支出されたものであるから、本件専決処分を追認するものではなく、本件専決処分の違法性は治癒されていない。

また、上記のとおり原告が本件専決処分を追認したに等しい状況はないから、本件専決処分により支出した補助金相当額の賠償を求めることは、禁反言又は権利の濫用に該当しない。

15 (4) 争点4 (損益相殺の可否)

**【被告の主張】**

原告は、平成17年度から平成21年度まで、北総線を利用する18歳から22歳までの学生の通学定期運賃を25%割り引くため、通学定期助成事業負担金年間約6400万円及び住民証明書発行業務に関する経費年間約1000万円を支出していたところ、本件専決処分と一体不可分である平成23年度から平成26年度の本件値下げ合意に基づく補助金年間2363万2000円から3450万円を支出するだけで足りるようになり、住民証明書発行業務に関する経費約1000万円も生じないようになった。

仮に、これを本件住民訴訟の事実審口頭弁論終結日である平成25年7月11日以降に限定しても、年間約6400万円もの通学定期助成事業負担金が年間約3450万円の補助金支出に負担軽減されるとともに、住民証明書発行業務に関する経費年間約1000万円を削減することができたのであるから、原告が享受した利益は、 $(2950万円 + 1000万円) \times (8/12 + 1) = 約6583万3333円$ となる。

したがって、上記利益は損益相殺されるべきであり、そうすると、本件専決処分によって原告に生じた損害はない。

#### 【原告の主張】

本件判決は、被告に対して参加的効力を有するから、被告が損害額を争うことは許されない。なお、本件専決処分に基づく補助金の支出により、将来の予算負担減が実現したというのであれば、それは補助金支出時に発生したものであり、本件住民訴訟の事実審の口頭弁論終結前の事実である。

この点をおくとしても、原告が平成17年度から平成21年度まで実施していた通学定期助成事業は、もともと平成17年度から5年間の予定で、原告の市長、市議会の政策判断により、予算の範囲内で実施していたものであり、法令等に基づき、義務的に実施しなければならないものではないから、本件専決処分がされず、本件値下げ合意が撤回され、北総線の運賃が値下げ前の額に戻された場合に、通学定期助成事業が平成22年度以降も必ず継続されたとはいえない。

また、平成23年度から平成26年度まで、本件値下げ合意に基づく補助金を支出したのは、各年度の市長及び市議会の政策判断の結果であるから、本件専決処分が将来にわたる予算負担減の利益をもたらしたとはいえず、本件専決処分との間に相当因果関係は認められない。

したがって、原告に損益相殺されるべき利益は存在しないから、原告に生じた損害の額は、本件専決処分により支出された補助金相当額の236

3万2000円である。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（本件判決の参加的効力の有無）について

##### (1) 認定事実

5 前記前提事実に、後掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

ア 被告及び原告の担当者らは、平成22年12月に本件住民訴訟が提起された際、当時原告の顧問弁護士であった出口尚明弁護士（以下「出口弁護士」という。）及び合田雄治郎弁護士（以下「合田弁護士」という。）に  
10 対し、白井市長の訴訟代理人を依頼することとした。

被告は、平成23年1月6日、原告の担当者とともに、出口弁護士及び合田弁護士の事務所を訪問して本件住民訴訟に関する委任契約を締結した（以下、出口弁護士及び合田弁護士を併せて「白井市長訴訟代理人」という。）。

15 出口弁護士は、その際、被告に対し、本件専決処分は適法であり、本件住民訴訟については間違いなく勝訴するなど述べた。

なお、被告は、本件専決処分をする際、出口弁護士だけでなく、個人的に知っていた吉峯啓晴弁護士にも意見を聞いた。

[被告本人]

20 イ 被告は、本件住民訴訟の答弁書作成資料として原告の担当者が起案した訴状記載の請求原因事実に対する評価を記載した書面及び白井市長訴訟代理人が上記書面を基に起案した答弁書案を承認する決裁をした。

[甲57, 58（枝番を含む。）]

25 ウ 被告は、平成23年2月25日の本件住民訴訟の第1回口頭弁論期日について、同期日の概要等を記載した復命書により報告を受けた。

[甲59]

エ 被告は、平成23年4月7日、白井市長を辞職した。

白井市長訴訟代理人及び原告の担当者らは、平成23年10月11日の本件住民訴訟の第4回弁論準備手続期日において、千葉地方裁判所から、法242条の2第1項4号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員が、遅滞なく訴訟告知をしなければならないことを指摘されて初めて、執行機関たる白井市長が被告に訴訟告知をしなければならないことを認識するに至り、執行機関たる白井市長は、同月14日付けの訴訟告知書で、被告に対し、同条7項に基づき訴訟告知をした。

また、原告は、北総鉄道に対しても訴訟告知をした。

[甲4, 72, 乙85, 証人伊藤]

オ 原告は、平成23年11月頃、訴訟告知を受けた北総鉄道から本件住民訴訟の資料の提供を求められたことを契機として、被告に対し、本件住民訴訟の資料の提供を開始した（被告は、①同年12月6日の本件住民訴訟の第6回弁論準備手続期日において、裁判所が、被告の訴訟参加の見通しについて問い、参加しないと聞いていると白井市長訴訟代理人が回答するなどしたとする復命書を受領しており、②平成24年6月15日の本件住民訴訟の第9回弁論準備手続期日において、本件住民ら訴訟代理人が作成した被告の尋問の必要性に関する書面等を受領している。）。そして、原告は、本件住民訴訟の控訴審口頭弁論終結までの間、被告に対し、本件住民訴訟の資料のうち主張書面の大部分及び書証の一部を提供した。

[甲60ないし67（枝番を含む。）、証人伊藤、被告本人]

カ(ア) 千葉地方裁判所は、平成25年1月10日、合田弁護士に対し、被告がいくばくかの金銭を白井市に支払い、これ以外に被告と白井市の間に債権債務がないことなどを内容とする和解案の骨子を口頭で伝えるとともに、同裁判所が直接被告に連絡したいので、被告の電話番号を同裁判

所に伝えることについて、被告の同意を得るように求めた。

合田弁護士の指示を受けた原告の担当者は、同月11日午前9時頃、被告と面談して、同裁判所が直接被告に連絡したい意向を有していることを伝えるとともに、被告の電話番号を同裁判所に伝えることについて同意を得た。なお、原告の担当者は、このとき、被告に対し、上記和解案の骨子を伝えなかったが、被告からは、裁判官と会うのはやぶさかではないものの、裁判官がどのような考えでいるのかわからず、本件住民訴訟は和解で終わるようなものではないのではないかと、一人で対応するのはまずいと考えている、打合せを待つ等の発言があった（原告の担当者は、被告は曖昧な和解は受け入れるべきではないとの意向であると受け取った。）。

[甲68, 証人伊藤, 被告本人]

(イ) 千葉地方裁判所は、前同日、本件住民ら・白井市長に対し、次の内容の和解案（前訴和解案）を提案した。また、白井市長と被告は利益が相反する関係にあるため、同裁判所が被告に対し前訴和解案を直接提案することとされた。

なお、同裁判所は、前訴和解案の提案に際し、白井市長訴訟代理人に対し、本件住民訴訟に関する心証を開示しなかった。

「1 利害関係人横山久雅子と同白井市は、本件北総鉄道運賃値下げ支援補助金の支出について、次のとおり和解する。

(1) 横山久雅子は、白井市に対し、250万円を本和解の席上で支払い、白井市はこれを受領した。

(2) 横山久雅子と白井市は、上記に関し、本項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 原告らは、本件訴えを取り下げ、被告はこの取下げに同意する。

3 訴訟費用及び和解費用は各自の負担とする。」

[甲68, 乙87, 乙143の2, 証人伊藤]

(ウ) 白井市長は、同月17日、本件住民訴訟の判決により、本件専決処分が適法であったことを明らかにするため、前訴和解案を受諾しないこととした。

合田弁護士は、同日頃、千葉地方裁判所に対し、その旨を連絡したところ、同裁判所は、同弁護士に対し、同裁判所から被告に対する電話連絡はなくなったことを被告に伝えるように依頼し、同弁護士の指示を受けた原告の担当者は、被告に対し、同裁判所からの電話連絡はなくなったことを伝えた。

[甲68, 証人伊藤]

キ 白井市長は、同年3月22日頃、被告に対し、本件判決の内容を報告するとともに、控訴する意向を伝え、原告の担当者は、その頃、被告に対し、本件判決の判決書の写しを交付した。

被告は、白井市長訴訟代理人作成の控訴理由書等の書面を読むなどして、本件判決が控訴審において破棄されるものと考えて、控訴審においても、第1審と同様に白井市長訴訟代理人に任せておけばよいと考えて、自ら他の弁護士に相談することはなかった。

[証人伊藤, 被告本人]

ク 白井市長は、同年9月5日、本件住民訴訟において、控訴が棄却されたことを受け、白井市長訴訟代理人の説明や意見も踏まえ、控訴審判決の内容を慎重に検討した結果、上告を断念する方針を固めた。

白井市長は、同日、被告の自宅を訪問し、白井市長として上告を断念することを報告するとともに、被告において、本件住民訴訟に補助参加した上で、最高裁判所に上告する方法を教示した。

[乙86, 証人伊藤, 被告本人]

ケ 被告は、その後、被告訴訟代理人弁護士らに相談した結果、本件住民訴



訟に補助参加した上で、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをした。

[被告本人]

(2)ア 被告主張の情報提供、説得・推奨義務について

被告は、執行機関たる白井市長において、被告に対し、単に訴訟告知をするのみでは足りず、控訴審の口頭弁論終結後は事実に関する主張立証を  
5 することができないこと等の情報を提供した上で、地方公共団体の長個人  
において専門家たる弁護士に依頼して、補助参加することを説得・推奨す  
る義務がある旨主張する。

しかし、法やその他の関係法令を見ても、訴訟告知をする以上に上記の  
10 ような情報提供を長個人にしたり、補助参加することを説得・推奨したり  
する法的義務を執行機関たる長や地方公共団体に課すことを定めた規定は  
見当たらない。また、訴訟告知の方法等も民訴法53条や民事訴訟規則2  
2条の規律に従うことが求められているにとどまり、これ以上の手続を求  
める規定も特に見当たらない。

この点、法242条の2第7項が、同条1項4号の規定による訴訟が提  
15 起された場合には、当該職員に対して、当該普通地方公共団体の執行機関  
又は職員が、遅滞なく訴訟告知をしなければならないと定めた趣旨は、被  
告となった執行機関が敗訴した場合に個人としての損害賠償責任等を負う  
ことになる職員等に対して当該訴訟に参加する機会を与え、判決の参加的  
20 効力をこれらの者に及ぼすことにより、判断の矛盾を防止するとともに、  
訴訟の蒸し返しを防止することにあると解されており、被告が主張するよ  
うな情報提供をする等の措置は住民訴訟における対応として望ましい措置  
ということが出来るものの、それを義務付けるものとは認められない。

また、白井市長訴訟代理人や原告の担当者が被告に訴訟資料を提供した  
25 という事実関係（なお、後記のとおり、これにより、被告は、遅くとも訴  
訟告知を受けた時点で、補助参加するか否かの意思決定をするに足りる情

報提供をされていたと認められる。)を考慮しても、白井市長と被告との間で被告が主張するような私法上の義務を負う内容の合意をしたともいかに認め難い。

5 そうすると、被告が主張するような法律上の義務を執行機関たる白井市長が負っているとは認められず、被告の上記主張は採用することができない。

イ 訴訟告知が本件住民訴訟提起後約10か月後にされた点について

10 本件住民訴訟において、執行機関たる白井市長は法242条の2第7項により本件住民訴訟の訴訟告知を当該職員である長個人である被告にすることを義務付けられているところ、被告はこれに基づいて訴訟告知を受け、その上で補助参加した者であり、民訴法46条各号の参加的効力の適用除外事由の適否については、当該被告知人である被告が本件住民訴訟に参加することができた時を基準に検討するのが相当である。なぜなら、民訴法53条4項は、民訴法46条の適用にあたって、その規定の形式上、訴訟告知を受けた被告知人が補助参加した場合を除外しているとは解されないし、同法53条4項が規定されたのも、訴訟告知を受けた以上、参加的効力を及ぼされる不利益を受けても被告知人としてはやむを得ないし、この不利益を認めないと訴訟告知制度の意味をなさないことになるのは、参加・不参加の場合を問わないと解されるからである(このように解しないと、訴訟告知を受けて当該訴訟に補助参加しなかった者よりも、訴訟告知を受けて当該訴訟に補助参加により手続に参与する機会を得た者の方が、民訴法46条各号の参加的効力の適用除外規定につき、広範囲に適用を受ける不合理も生じ得ることがあるといえる。)

15 20 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

そして、前記認定のとおり、被告は、①本件専決処分時に個人的に知っており相談できる弁護士が存在していたこと、②本件住民訴訟提起時には白井市長の職に就いており、この提起及び本件住民訴訟の内容を知ってい

たこと、③被告は、平成23年10月14日付けの訴訟告知書を受領しており、当時市長を辞職していたとはいえ、原告から本件住民訴訟の訴訟資料の提供も受けていたことなどを踏まえると、本件住民訴訟の受訴裁判所から補助参加の見通しの質問があった平成23年12月6日の第6回弁論準備手続期日の時点で被告において本件住民訴訟に参加し得たものであり、その時点から、第1審の口頭弁論終結までは約1年間の期間があったから、第1審において、十分な攻撃防御を尽くすことが可能であったと認められる。

そして、法242条の2第7項は、同条1項4号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員が、遅滞なく訴訟告知をしなければならないと定めているにもかかわらず、白井市長は、本件住民訴訟の提起から約10か月も経過した平成23年10月14日付けで訴訟告知をしており、その理由も、白井市長訴訟代理人及び原告の担当者らが上記法令の定めを知らなかったというものであるから、その点について不注意であったとの誹りは免れないけれども、前記のとおり、被告において、訴訟告知を受けた後、速やかに本件住民訴訟に補助参加するか否かを検討した上で、主張立証をすることが十分に可能であったと認められることから、被告の手續保障に欠けるところがあったとはいえない。

なお、訴訟告知後の事情として、原告は、平成23年11月頃から本件住民訴訟の控訴審口頭弁論終結までの間、被告に対し、本件住民訴訟の資料のうち主張書面の大部分及び書証の一部を提供していたのであるから（前記認定事実才参照）、被告は、提供された資料により、本件住民訴訟の審理状況を逐一把握しており、審理状況に応じて本件住民訴訟に補助参加することも可能であったと認められる。

そうすると、被告は、本件住民訴訟において、訴訟告知後であっても、

控訴審の口頭弁論終結までの間に補助参加した上で、自己に有利な主張立証を十分することができたにもかかわらず、その判断により、補助参加しなかったにすぎないから、民訴法46条1号所定の事由は認められない。

ウ 前訴和解案の内容を被告に知らせず、不成立にさせた点について

5 被告は、白井市長訴訟代理人及び原告の担当者らが、被告に対し、前訴和解案の具体的内容を一切知らせず、執行機関たる白井市長において応諾を拒否して不成立にさせたこと等について、民訴法46条1号、3号、4号に該当するか又はそれらに準じる特段の事情が認められる旨主張する。

10 確かに、前記認定事実((1)カ)の原告の担当者と被告の面談の際の被告の言動を見ると、被告は、裁判所から連絡が来ても一人で対応しないようにし、白井市長側との打合せを持つようにして最終的に意思決定したいとの意向があったと考えられる。

15 しかし、他方で、被告は、上記面談時に前訴和解案の内容やその骨子を特に知らされていないものの、本件住民訴訟を和解で解決すること自体に消極的な言動をしていたことが認められ、本件専決処分に至る経緯や本件住民訴訟の1審判決後の経過を踏まえても、本件専決処分が適法であるとの認識に異なるところはなかったものとうかがわれる。そして、原告の担当者としても、被告の上記面談時の言動を受けて、前訴和解案の応諾の見込みは乏しく、1審判決を求める意向であると考え、白井市長も被告と共同歩調で1審判決を求めることとしたものといえる。したがって、被告は、  
20 機会があれば本件住民訴訟を和解で終了させたいとの意向を有していたとはにわかに認め難く、そうすると、白井市長において、前訴和解案の応諾を拒否し、和解を不成立にさせたこと自体は、(和解という)被告の訴訟行為を妨げたことにはならないといえ、むしろ、白井市長が、被告が利害関係人として補助参加等をするまでに、前訴和解案による和解協議の続行  
25 を求める等の被告にできない訴訟行為をしなかった点は被告の意向にも沿

5 ったものといえる。なお、白井市長と被告は利益が相反する関係にあるため、千葉地方裁判所が被告に対し前訴和解案を直接提案することとされていた中で、白井市長が前訴和解案を受諾しないこととしたため、同裁判所から被告に対する前訴和解案の提案がなされなくなったのであるから、原告が、被告に前訴和解案の具体的内容を知らせなかったとしてもやむを得ないというべきである。

また、本件住民訴訟の原告らが、前訴和解案を受け入れる意向であったと認めるに足りる証拠もない。

10 なお、仮に被告に前訴和解案の内容が知らされていたとしても、被告の上記意向内容や本件住民訴訟の受訴裁判所の心証開示がなかったことからすると、前訴和解案が、和解以外の訴訟行為をするために被告が本件住民訴訟に補助参加するとの意思決定をする材料にはなり難かったといえる。

15 そうすると、白井市長訴訟代理人及び原告の担当者らが、被告に対し、前訴和解案の具体的内容を一切知らせなかったことが、結果として被告の補助参加を妨げたとはいえず、民訴法46条1号、3号、4号に該当するか又はそれらに準じる特段の事情は認められない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

エ 白井市長の本件住民訴訟における訴訟進行について

20 被告は、白井市長が各争点について十分な主張をせず、漫然と訴訟進行をして、結果として第1審、第2審で敗訴したから、民訴法46条3号、4号に該当するか又はそれらに準じる特段の事情が認められる旨主張する。

25 しかし、白井市長が各争点について十分な主張立証をしなかったとは認められない。また、仮に、白井市長の訴訟進行に足りないところがあったとしても、被告は、原告の担当者から本件住民訴訟の資料の提供を受けるなどして、白井市長の本件住民訴訟における主張立証の内容を十分に把握しており、個人的にも相談できる旧知の弁護士もいた中で、白井市長訴訟

代理人に任せておいてよいと判断して、本件住民訴訟に補助参加しなかったのであるから（前記認定事実アないしキ参照）、白井市長の敗訴の責任について、被告にも分担させることが衡平にかなうというべきであり、同法46条3号、4号に該当するか又はそれらに準じる特段の事情は認められない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

### (3) 小括

以上からすると、民訴法46条各号の参加的効力の適用除外事由やこれに準ずる事由は特に認められない。

そうすると、本件住民訴訟の確定判決の効力は、原告と被告との間においてもその効力を有することになり、この効力は、判決主文に包含された訴訟物である権利関係の存否についての判断だけでなく、その前提として判決の理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断等にも及ぶことになる（最高裁昭和45年（オ）第166号同年10月22日第一小法廷判決・民集24巻11号1583頁参照）。そして、この判決の理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断とは、判決の主文を導き出すために必要な主要事実に係る認定及び法律判断等をいうから（最高裁平成10年（オ）第512号同14年1月22日第三小法廷判決・集民205号93頁参照）、被告が本件専決処分に関する被告の不法行為責任の存否及び損害額を争うことはできない。

よって、その余の点について判断するまでもなく、争点2（被告の本件専決処分に関する責任の有無）については理由がない。

また、被告が原告に損害を与えたこと及びその額は、本件住民訴訟における前記主文を導き出すために必要な主要事実に係る認定であるから、参加的効力は及ぶと解すべきである（なお、本件住民訴訟の事実審の口頭弁論終結時前の損益相殺の成否について参加的効力が及ばないとしても、本件で損益

相殺が認められないことは、後記争点4において説示するとおりである。)

2 争点3 (本件専決処分の違法性の治癒(追認)の有無及び本件の損害賠償請求が禁反言則に反し、又は権利の濫用に当たるか)について

5 (1) 被告は、本件住民訴訟の事実審口頭弁論終結後の平成26年度についても、平成23年度ないし平成25年度と同様に、本件値下げ合意に基づく補助金支出が続行されたことからすれば、原告は、本件専決処分について、黙示の追認をしたというべきであるから、本件専決処分の違法性が治癒された旨主張する。

10 しかし、法232条の2は支出の原因となるべき支出負担行為は、法令又は予算の定めるところによりしなければならないとされ、地方自治法施行令148条により、会計年度経過後は予算の補正をすることができないこと等が定められていることを踏まえると、このように予算に基づかない支出が事後の追認によって治癒されるためには、当該違法行為の内容が事後的に明確に承認されることが必要であると解される。

15 そして、白井市議会は、平成22年11月1日、平成22年第3回臨時会において、本件専決処分につき不承認の議決をしたのは前記前提事実(6)のとおりであるから、原告は、本件専決処分について、承認しないことを明らかにしており、本件全証拠を見ても、明確な承認をしたことを認めるに足りる証拠は特にない。

20 したがって、被告の上記主張は採用することができない。

(2) また、被告は、仮に本件専決処分の違法性が治癒されていないとしても、本件専決処分を追認したに等しい状況があるにもかかわらず、本件専決処分により支出した補助金相当額の賠償を求めることは、禁反言又は権利の濫用に該当する旨主張する。

25 しかし、原告は、本件専決処分について、承認しないことを明らかにしていることは前記(1)のとおりであるから、被告の上記主張は本件専決処分を

追認したに等しい状況があるという前提が誤っており、採用することができない。なお、前記の本件専決処分の不承認の決議より後に、本件値下げ合意に沿った補助金の支出が予算として承認されているとしても、本件専決処分の違法性は、その実体的ないし経済的な理由に基づくものではなく、法的な手続違背に基づくものであり、本件専決処分と内容的に整合する市議会の議決は、手続上の適法性がある点で本件専決処分による補助金の交付と根本的に異なるから、その存在をもって、手続上の瑕疵が治癒されたとみることはできない。

### 3 争点4（損益相殺の可否）について

#### (1) 認定事実

前記前提事実に、後掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

ア 北総鉄道の運賃は、建設費の高騰等を理由として他の鉄道会社より高額であったため、運賃の値下げを求める沿線住民の要望が大きかった。

印西市、白井市、印旛村及び本埜村の長及び議長は、平成17年8月、北総線運賃問題対策協議会を発足させ、北総鉄道に対し、鉄道運賃の値下げ及び通学定期割引率の引上げを度々要望していた。

[乙14ないし30, 54, 55]

イ 原告は、平成17年4月1日から平成22年7月16日まで（当初の予定は同年3月31日までであったが、成田新高速鉄道の開業まで延長された。）、子育て支援施策の一環として北総線通学定期乗車券の運賃の一部を助成し、家庭の経済的負担の軽減を図るため、他の自治体と連携して、原告に住民登録のある高校生以上（平成18年6月1日以降は22歳以下）で北総鉄道の通学定期乗車券の購入条件を満たしている者を対象として、通学定期乗車券の運賃を25%割り引く北総線地域限定通学定期乗車券助成事業（以下「本件助成事業」という。）を行った。



原告が本件助成事業の助成金として支出した額は、次のとおりである。  
なお、原告は、次のほかに本件助成事業に要する住民証明書発行業務に関する経費（人件費や事務処理費等）として、各年度に約1000万円を支出した。

平成17年度 6977万0320円

平成18年度 6300万0570円

平成19年度 6269万8600円

平成20年度 6320万2844円

平成21年度 6220万2226円

[乙7, 31, 69, 証人伊藤]

ウ 北総鉄道は、平成22年6月11日、被告に対し、「自治体支援の確実な実施について」と題する書面を送付し、本件値下げ合意に基づく補助金の支出を促すとともに、仮に原告が補助金を支出しなかった場合、可及的速やかに実施運賃を認可運賃レベルまで値上げすること等を通知した。

北総鉄道は、同年7月17日、成田新高速鉄道の開業に伴い、本件値下げ合意に基づく北総線の運賃値下げを実施した。

被告は、同年8月31日、北総鉄道に対し、「北総運賃値下げに係わる補助金の支払い猶予について」と題する書面を送付し、支払を請求されている補助金について、予算化するまでの間の支払の猶予を求めるとともに、実施運賃を認可運賃レベルまで値上げすることについても、猶予を求めること等を通知した。

[乙97ないし99]

エ 白井市議会は、平成23年7月8日、平成23年度白井市一般会計補正予算を議決した。白井市長は、北総鉄道に対し、同議決に基づき、本件値下げ合意に基づく平成23年度北総鉄道運賃値下げ支援補助金3450万円を支出した。

[乙65, 71]

オ 白井市議会は、平成24年3月23日、平成24年度白井市一般会計予算を議決した。白井市長は、北総鉄道に対し、同議決に基づき、本件値下げ合意に基づく平成24年度北総鉄道運賃値下げ支援補助金3450万円を支出した。

[乙66, 72]

カ 白井市議会は、平成25年3月19日、平成25年度白井市一般会計予算を議決した。白井市長は、北総鉄道に対し、同議決に基づき、本件値下げ合意に基づく平成25年度北総鉄道運賃値下げ支援補助金3450万円を支出した。

[乙67, 73]

キ 白井市議会は、平成26年3月19日、平成26年度白井市一般会計予算を議決した。白井市長は、北総鉄道に対し、同議決に基づき、本件値下げ合意に基づく平成26年度北総鉄道運賃値下げ支援補助金3450万円を支出した。

[乙123, 124, 126]

(2) 上記認定事実のとおり、原告は、北総線の通学定期割引率の引上げを求める原告住民の要望に応えるため、平成17年度から平成22年度の成田新高速鉄道の開業まで、本件助成事業を行い、同事業に係る負担金として年間約6400万円及び本件助成事業に要する住民証明書発行業務に関する経費年間約1000万円を支出していたところ、成田新高速鉄道の開業以降は本件値下げ合意に基づく運賃の値下げ及び通学定期割引率の引上げを維持するために、平成22年度は本件専決処分に基づき補助金2363万2000円を、平成23年度から平成26年度は白井市議会の議決に基づき補助金各年度3450万円を支出した。そうすると、平成23年度から平成26年度までの北総線運賃値下げに係る原告の支出は、平成17年度から

平成21年度までの本件助成事業における負担金及び経費である年間合計約7400万円と比較すると、結果的に年間約3950万円削減されている。

5           しかし、本件助成事業は、当初から平成17年度から平成21年度までの予定で行われたものであり（平成22年4月1日から成田新高速鉄道の開業までの延長は、成田新高速鉄道の開業時期が当初の平成22年春から同年7月に変更されたため、開業までの期間における通学定期運賃の割引を継続するためのものであったと推測される。）、仮に本件値下げ合意に基づく値下げが実施されなかったとしても、本件助成事業が成田新高速鉄道の開業以降も継続したか否かは各会計年度の白井市長及び白井市議会に  
10           おける政策判断に係る事項であり、しかも、他の自治体との連携も必要であって、本件助成事業を継続できない可能性が十分あった。すなわち、平成23年度から平成26年度に白井市議会の議決に基づき補助金として各年度3450万円を支出しなかったとしても、本件助成事業における負担  
15           金及び経費である年間合計約7400万円の支出を必ずしも要するという関係があったとは認められない。

          また、この点をおくとしても、平成23年度から平成26年度までの北総線運賃値下げに係る原告の支出が平成17年度から平成21年度までの支出と比較して削減されたことは、白井市議会が各年度に北総鉄道に対する補助金の支出を含む一般会計予算（平成23年度については一般会計補正予算）を議決したことに基づき、白井市長が債務負担行為として北総鉄道に補助金を支出したことによって実現されたものであり、本件専決処分によって実現されたものではない（なお、平成17年度から平成21年度  
20           までの本件助成事業における支出額と平成23年度から平成26年度までの本件値下げ合意に基づく補助金の支出額を年度単位で比較すること自体  
25           が相当ではなく、本件値下げ合意に基づく補助金の支出によって原告が受

けた利益の額を具体的に算出することにも問題がある。)

5 以上のとおりであるから、結果的に、本件助成事業が継続された場合の支出と比較して、本件値下げ合意に基づく支出の方が低額であると推認できるとしても、その差額をもって原告が利益を受けたとはいえず、損益相殺は、原告主張に係る利益の発生が本件住民訴訟の事実審の口頭弁論終結時（平成25年7月11日）の前であるか後であるかを問わず、認められない。

#### 第4 結論

10 よって、原告の請求は理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。なお、仮執行免脱宣言は相当でないから、付さないこととする。

千葉地方裁判所民事第5部

15 裁判長裁判官 高 瀬 順 久

裁判官 菅 野 昌 彦

20 裁判官 吉 元 祥 太 郎

これは正本である。

平成30年8月23日

千葉地方裁判所民事第5部

裁判所書記官

[Redacted signature]

